

## 議案第96号

佐野市都市計画法第34条第11号に規定する開発行為の許可の基準に関する条例の改正について

佐野市都市計画法第34条第11号に規定する開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和3年12月3日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市都市計画法第34条第11号に規定する開発行為の許可の基準に関する条例の一部を改正する条例

佐野市都市計画法第34条第11号に規定する開発行為の許可の基準に関する条例（平成22年佐野市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第8条第1項第2号ロからニまで」を「第29条の9各号」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第3条の規定は、この条例の施行の日以後に申請する都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項、第35条の2第1項又は第43条第1項の許可について適用し、同日前に申請したこれらの許可については、なお従前の例による。

理 由

都市計画法施行令の改正に伴い、条例で指定する土地の区域を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第96号参考資料

佐野市都市計画法第34条第11号に規定する開発行為の許可の基準に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域で都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）<u>第8条第1項第2号ロからニ</u>までに掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(法第34条第11号の条例で指定する土地の区域)</p> <p>第3条 法第34条第11号の条例で指定する土地の区域は、次の各号のいずれにも該当する土地の区域で都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）<u>第29条の9各号</u>に掲げる土地の区域として規則で定めるものを含まないものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>